

開示請求等運用状況について

1 本県の情報公開制度の沿革について

| 年 月 | 事 項 | 説 明 |
|-------------|-----------------------------|--|
| S 6 3 . 1 0 | 千葉県公文書公開条例の施行 | 対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立上げ |
| H 1 0 . 4 | 特例条例の施行 | 千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上料の債権者の名称等を特例として公開する。 |
| H 1 3 . 4 | 千葉県情報公開条例の施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行はH 1 4 . 4） ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（H 1 4 . 4 各出資法人において制度立上げ。） |
| | 行政資料有償頒布実施要綱の施行 | 県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立上げ |
| | 県政情報の公表に関する要綱の施行 | 県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立上げ |
| H 1 3 . 6 | 知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定 | 知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施 |
| H 1 4 . 4 | 千葉県議会情報公開条例の施行 | 千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ |
| H 1 7 . 4 | 千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開推進会議の設置 ・ 開示請求対象文書の拡大 ・ 審議会等の会議の公開 ・ 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正 ・ 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正 |

| 年 月 | 事 項 | 説 明 |
|-------|-----------------------------|--|
| H28.4 | 千葉県情報公開条例の改正 | <ul style="list-style-type: none">・行政不服審査法の改正に伴う規定の整備・審理員制度の適用を除外 |
| | 工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領の制定 | 工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上げ |